

第五次総合計画（案）
<p>☆テーマ</p> <p>人と自然が共生するまち「ながの」</p>
<p>★進めるべき政策</p> <p>1 かけがえのない自然を未来へつなぐまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を保全します（③、⑥） ・低炭素社会を実現します（⑤） <p>2 環境に配慮した心地よい暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境を保全します（②、④） ・循環型社会を実現します（①）
フォローアップ・アンケートより
<p>◎推進すべき事項</p> <p>○市民、事業者の意識が非常に高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策（⑤） ・ごみのポイ捨て・不法投棄の防止（②） ・ごみの減量化とリサイクル活動の推進（①） ・身近な自然とのふれあいの場、機会の創出（③、④） ・環境保全活動に関する支援・情報（⑥） <p>○市民、事業者の意識がやや高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、住民向けの環境教育の推進（⑥） ・事業者向けの環境問題に関する指針・ガイドライン（⑥） <p>○市民、事業者の意識はやや低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動物の保護、外来動植物への対応（③） ・再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進（⑤） ・事業所、ボランティア、NPO 法人等各種団体の相互協力（⑥） <p>◎今後の方針を検討すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的遺産や景観等の保全（④） ・CO2 排出削減量のクレジット化及び排出権取引等の施策（⑤）

課題と見直しの方向性	
<p>①循環型社会の構築</p> <p>1) 廃棄物の発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの可燃・不燃ごみ排出量は減少傾向から近年、微増の状況にある ・可燃ごみの約4割りを占める生ごみを発生させない意識の高揚を図る ・事業系ごみの排出は増加傾向にある <p>2) 再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間店舗による資源回収の影響の検証が必要である ・ごみの減量、再資源化に向けた、出前講座や立入調査等の実施など、より一層の指導・啓発が必要である <p>3) 廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄根絶に向けた警察等との連携強化と土地所有者への更なる啓発が必要である 	<p>④豊かで快適な環境の創造</p> <p>1) 身近な緑の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備や身近な緑の創出、維持管理や緑のネットワークを推進する ・公園愛護会の活動を継承できる支援策を検討する <p>2) 良好な水辺の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川清掃等に対する支援の充実と良好な水辺環境の維持管理をする <p>3) 良好な街並みの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業としての街並み整備、景観保全の計画的に進めているが、民有地については、市民の意識向上と市民が取り組みやすい環境(制度・情報提供等)の整備をすることが必要である
<p>②良好な生活環境の確保</p> <p>1) 環境汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクの不安解消につながる、PM2.5 や地下水保全などの適切な対応が必要である ・污水处理人口普及率(下水道等)は97%となっているが、合併処理浄化槽による水質の改善、環境保全のためには対象地域がなくなるまで必要である ・環境に対する住民意識が向上しており、様々な対応が必要であるため、監視・指導体制の充実を図る必要がある <p>2) 身近な生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て禁止条例制定後、タバコのポイ捨て本数は減少傾向であったが、近年の増加をうけ、より効果的な啓発活動が必要である ・ごみの野焼き禁止の指導、薪ストーブの適正使用等の啓発により、生活型公害の苦情件数は徐々に減少している。今後も継続的に指導・啓発活動を実施し更なる減少に努める 	<p>⑤低炭素社会の構築</p> <p>1) 省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器等に対する補助制度等、家庭や事業所における総合的な補助のあり方を検討する必要がある ・エネルギー使用量の削減、デマンド監視装置の設置等、施設管理者への更なる指導・啓発が必要である ・太陽光発電システム、太陽熱利用システム等機器設置補助事業の見直しと拡充を図る <p>2) 再生可能エネルギーの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス産業都市の認定を目指す取組などによる、木質バイオマス利活用の促進と普及拡大を図る ・市民出資型太陽光発電の導入 光熱費削減分の温暖化対策普及資金への充当は困難であり、施策の見直し及び今後の方針の検討が必要である <p>3) 市場原理を活用した温室効果ガス削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出削減量のクレジット化及び排出権取引等は現在の状況では困難であり、施策の見直しが必要である
<p>③質の高い自然環境の確保</p> <p>1) 生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の確保に向けた体制の整備が必要である ・特定外来種の対応、活動に関する支援策の検討や特定外来種の侵入を未然に防ぐ又は、早期に対処するための学習会や講習会を開催するなど、情報提供、啓発活動が必要である ・各種市民団体等との協働や様々な事業の実施・支援と啓発活動を強化する <p>2) 森林・農地の保全と農林業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況が森林である間伐対策事業計画外の場所などの間伐事業について、対策が必要である ・「資源の有効活用」「自然環境・景観の保全」「人と自然のふれあいの活動の場」など、多岐に渡る観点からの森林・農地の保全が必要である 	<p>⑥市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進</p> <p>1) 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に取り組む市民や事業者、団体等との連携・協働・情報交換の推進やP会議の活性化を図る必要がある ・環境に関心が低い市民、環境対策を実施する余裕のない企業に対する情報提供や啓発活動を検討する必要がある ・ながのエコ・サークル認定後の事務所の意識向上と事業所の取組内容の格差解消を図る必要がある <p>2) 環境教育及び環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における環境教育の内容を検討しながら計画的に取り組む必要がある ・市民一人ひとりの小さな取り組みを継続してもらうためには、環境について考えることが出来る時間・空間を確保し機会を創出する必要がある

■現行

基本目標
①循環型社会の構築
施策テーマ
1) 廃棄物の発生抑制 2) 再資源化 3) 廃棄物の適正処理

基本目標
②良好な生活環境の確保
施策テーマ
1) 環境汚染対策 2) 身近な生活環境の保全

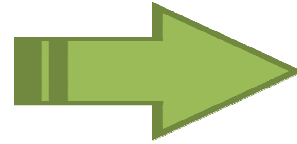
基本目標
③質の高い自然環境の確保
施策テーマ
1) 生物多様性の確保 2) 森林・農地の保全と農林業の活性化

基本目標
④豊かで快適な環境の創造
施策テーマ
1) 身近な緑の保全と創出 2) 良好な水辺の形成 3) 良好な街並みの形成

基本目標
⑤低炭素社会の構築
施策テーマ
1) 省エネルギーの推進 2) 再生可能エネルギーの利活用 3) 市場原理を活用した温室効果ガス削減

基本目標
⑥市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進
施策テーマ
1) 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり 2) 環境教育及び環境学習の推進

改正の考え方



・より市民にわかりやすい表現とする

- 一般廃棄物(家庭と事業所系の廃棄物)を「ごみ」と表現する
- ごみの減量、分別の徹底、資源化は一体と捉え、包括的に事業を推進する
- 「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定義されている汚物または不要物のこと

・他の施策テーマと整合性を図る

- 森林・農地の保全のための施策の波及効果(農林業の活性化)については目標 5 に総括する
環境への配慮及び耕作放棄地の発生抑制等の「保全」「活用」部分を掲載する

・事業終了に併せ、より広い視点で捉える

- 街なみ環境整備事業による電線類地中化及び道路美装化等がほぼ終了し、今後は市民意識の向上などソフト面の充実を図るため、より広い視点で自然景観や親水空間、歴史的・文化的遺産などをいかした良好な環境を形成する

・国の施策方針の転換及び施策の見直し

- 現在の状況では実施が困難な施策を見直す
- 更なる地球温暖化対策のため、エネルギー等の地産地消等について新たに加える

■改正案

基本目標
①循環型社会の構築
施策テーマ
1) ごみの減量と再資源化 2) 再資源化 2) 廃棄物の適正処理

基本目標
②良好な生活環境の確保
施策テーマ
1) 環境汚染対策 2) 身近な生活環境の保全

基本目標
③質の高い自然環境の確保
施策テーマ
1) 生物多様性の確保 2) 森林・農地の保全と 活用

基本目標
④豊かで快適な環境の創造
施策テーマ
1) 身近な緑の保全と創出 2) 良好な水辺と 街並み の形成 3) 良好な街並みの形成

基本目標
⑤低炭素社会の構築
施策テーマ
1) 省エネルギーの推進 2) 再生可能エネルギーの利活用と 地産地消 3) 森林等による CO2 吸収の促進

基本目標
⑥市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進
施策テーマ
1) 市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり 2) 環境教育及び環境学習の推進